

地図データベースについて

⑳ 静 岡： 焼津市、清水町、富士川町、蒲原町、舞阪町、新居町、雄踏町、函南町、浜松市、袋井市、三島市、磐田市、浜北市、熱海市、伊東市、細江町、沼津市、富士市、藤枝市、下田市、伊豆の国市、湖西市、由比町、大井川町、静岡市、富士宮市、掛川市、御殿場市、天竜市、裾野市、河津町、伊豆市、島田市、長泉町、岡部町、森町、松崎町、西伊豆町

㉑ 愛 知： 名古屋市、豊橋市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、愛西市、東郷町、長久手町、西枇杷島町、豊山町、師勝町、西春町、春日町、清洲町、新川町、大口町、扶桑町、七宝町、美和町、甚目寺町、大治町、蟹江町、十四山村、飛鳥村、弥富町、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町、三好町、小坂井町、御津町、岡崎市、音羽町、一宮町、**新城市**、**田原市**、**豊田市**、**足助町**、**額田町**

㉒ 三 重： 桑名市、四日市市、木曾岬町、東員町、朝日町、川越町、河芸町、香良洲町、明和町、二見町、小俣町、御園村、鶴殿村、津市、鈴鹿市、名張市、菟野町、安濃町、亀山市、伊勢市、松阪市、伊賀市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、久居市、いなべ市、志摩市、芸濃町、玉城町、紀宝町

㉓ 滋 賀： 長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、野洲市、安土町、能登川町、愛知川町、近江町、彦根市、栗東市、豊郷町、びわ町、**大津市**、**米原市**、**蒲生町**、**竜王町**、*東近江市*、*秦荘町*、*多賀町*、*湖南市*

㉔ 京 都： 宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、大山崎町、久御山町、井手町、山城町、木津町、精華町、加茂町、**亀岡市**、**宇治田原町**、**岩滝町**、*京都府*、*福知山市*、*舞鶴市*、*綾部市*、*宮津市*

㉕ 大 阪： 大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村

㉖ 兵 庫： 神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、龍野市、宝塚市、高砂市、川西市、滝野町、稲美町、播磨町、揖保川町、御津町、太子町、小野市、加西市、猪名川町、**相生市**、**赤穂市**、**西脇市**、**三木市**、**吉川町**、**城崎町**、洲本市、三田市、豊岡市、社町、黒田庄町、福崎町、香寺町、新宮町、出石町、*南あわじ市*、*淡路市*

㉗ 奈 良： 大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、奈良市、**高取町**、**明日香村**、*桜井市*、*五條市*

㉘ 和歌山： 和歌山市、岩出町、有田市、**海南市**、**橋本市**、**御坊市**、**打田町**、**貴志川町**、**白浜町**、*田辺市*、*新宮市*、*野上町*、*美浜町*、*みなべ町*、*上富田町*、*桃山町*

㉙ 鳥 取： 境港市、日吉津村、米子市、鳥取市、倉吉市、伯耆町

㉚ 島 根： 松江市、安来市、**斐川町**、浜田市、出雲市、益田市、大田市、*江津市*、*東出雲町*、*津和野町*

㉛ 岡 山： 倉敷市、玉野市、笠岡市、早鳥町、船越町、岡山市、*里庄町*、**瀬戸町**、**真備町**、井原市、津山市、備前市、総社市、高梁市、*新見市*、*瀬戸内市*、*金光町*、*赤磐市*

㉜ 広 島： 広島市、府中町、海田町、熊野町、神辺町、竹原市、福山市、呉市、**東広島市**、**因島市**、**大竹市**、**大野町**、**宮島町**、**向島町**、*三原市*、*府中市*、*三次市*、*庄原市*、*廿日市市*、*尾道市*

㉝ 山 口： 和木町、小郡町、**山陽小野田市**、**防府市**、**下松市**、**岩国市**、**光市**、**柳井市**、*下関市*、*宇部市*、*山口市*、*秋市*、*長門市*、*美祢市*、*周南市*、*由宇町*、*平生町*

㉞ 徳 島： 那賀川町、松茂町、北島町、徳島市、**小松島市**、**藍住町**、**鳴門市**、*阿南市*、*石井町*、*羽ノ浦町*

㉟ 香 川： 高松市、坂出市、牟礼町、国分寺町、宇多津町、香南町、丸亀市、**善通寺市**、**さぬき市**、**香川町**、**直島町**、**観音寺市**、*東かがわ市*、*庵治町*、*多度津町*

㊱ 愛 媛： 松前町、**松山市**、**宇和島市**、**八幡浜市**、**上島町**、*伊予市*、*今治市*、*新居浜市*、*西条市*、*大洲市*、*四国中央市*

㊲ 高 知： 春野町、**高知市**、**南国市**、室戸市、安芸市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、*四万十市*

㊳ 福 岡： 北九州市、福岡市、大牟田市、八女市、筑後市、大川市、中間市、小郡市、春日市、大野城市、古賀市、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、芦屋町、水巻町、遠賀町、小竹町、大木町、**広川町**、**糸田町**、**大任町**、**吉富町**、飯塚市、田川市、柳川市、山田市、那珂川町、鞍手町、穂波町、穎田町、刈田町、新吉富村、*宗像市*、*久留米市*、*直方市*、*行橋市*、*筑紫野市*、*太宰府市*、*前原市*、**宇美町**、**篠栗町**、**稻築町**、**志摩町**、**瀬高町**、**高田町**、**川崎町**、**豊津町**、*甘木市*、*豊前市*、*二丈町*、*大刀洗町*、*立花町*、*春香町*、*筑前町*、*赤村*、*大平村*、*播津市*

㊴ 佐 賀： 鳥栖市、諸富町、東与賀町、千代田町、三田川町、基山町、佐賀市、みやき町、**川副町**、**神埼町**、**上峰町**、*唐津市*、*多久市*、*伊万里市*、*武雄市*、*鹿島市*、*大和町*、*北方町*

㊵ 長 崎： 長与町、時津町、長崎市、島原市、**佐世保市**、**大村市**、**田平町**、**佐々町**、*諫早市*、*五島市*、*平戸市*、*松浦市*

㊶ 熊 本： 熊本市、富合町、天水町、菊陽町、合志町、嘉島町、八代市、荒尾市、玉名市、岱明町、長洲町、益城町、**城南町**、**玉東町**、**植木町**、**千丁町**、*山鹿市*、*人吉市*、*水俣市*、*本渡市*、*牛深市*、*菊池市*、*宇土市*、*大津町*、*御船町*、*相良村*、*山江村*、*西合志町*、*五和町*

㊷ 大 分： 大分市、杵築市、**別府市**、中津市、宇佐市、臼杵市、*日田市*、*佐伯市*、*津久見市*、*竹田市*、*豊後高田市*、*挾間町*、*湯布院町*

㊸ 宮 崎： 宮崎市、佐土原町、**清武町**、*都城市*、*延岡市*、*日南市*、*小林市*、*日向市*、*串間市*、*西都市*、*えびの市*、*門川町*

㊹ 鹿 児 島： 鹿児島市、**枕崎市**、*薩摩川内市*、*鹿屋市*、*串木野市*、*阿久根市*、*名瀬市*、*出水市*、*大口市*、*指宿市*、*加世田市*、*国分市*、*西之表市*、*垂水市*、*市来町*、*金峰町*、*加治木町*、*始良町*、*隼人町*

㊺ 沖 縄： 那覇市、**宜野湾市**、**浦添市**、うるま市、**糸満市**、**沖縄市**、*平良市*、*石垣市*、*名護市*

VICSについてのお問い合わせ

- VICSの車載機の動作、その他に関するもの
- VICSのサービスエリアに関するもの
- その他、上記に類するもの

これらの内容は、お買い上げいただいた販売店またはお近くの「サービス相談窓口」にお問い合わせください。

VICSの概念、計画、または表示された情報内容に関することは、(財) VICSセンターへお問い合わせください。(但し、地図表示型の表示内容は除く)

(財) VICSセンター（東京センター）	
電話受付番号	9：30～17：45（土曜・日曜・祝祭日を除く）0570-00-8831（全国どこからでも市内通話料金でご利用になれます。携帯電話/PHSからはご利用できません。）
携帯電話/PHS専用	03-3592-2033（東京）06-6209-2033（大阪）
FAX受付	<24時間>
FAX番号	03-3592-5494

VICS削除リンクに関する告知

VICSによる道路交通情報（渋滞や混雑の矢印など）を地図上に表示するためあらかじめ本機に情報提供用の単位（以下、VICSリンクと称します）を設定しています。道路形状や交通施設の変化にともない、より正確な情報提供をするため、必要に応じ、毎年、VICSリンクの追加・変更が行われます。過去からのVICSリンクの情報を永続的に提供することは容量などの理由で不可能です。追加・変更が行われた場合、該当のVICSリンクについて3年間は情報提供が行われますが、それ以降は、情報提供が打ち切られることになっております。このため、VICSによる道路交通情報（渋滞や混雑の矢印など）の表示は「本製品」発売後、3年程度で一部の道路において情報が表示されなくなることがあります。

V I C S 情報有料放送サービス契約約款

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 財団法人道路交通情報通信システムセンター（以下「当センター」といいます。）は、放送法（昭和25年法律第132号）第52条の4の規定に基づき、このVICS情報有料放送サービス契約約款（以下「この約款」といいます。）を定め、これによりVICS情報有料放送サービスを提供します。

(約款の変更)

第2条 当センターは、この約款を変更することがあります。この場合には、サービスの提供条件は、変更後のVICS情報有料放送サービス契約約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。
(1) VICSサービス：当センターが自動車を利用中の加入者のために、FM多重放送局から送信する、道路交通情報の有料放送サービス
(2) VICSサービス契約：当センターからVICSサービスの提供を受けるための契約
(3) 加入者：当センターとVICSサービス契約を締結した者
(4) VICSデスクランプラー：FM多重放送局からのスクランブル化（攪乱）された電波を解読し、放送番組の視聴を可能とするための機器

第2章 サービスの種類等

(VICSサービスの種類)

第4条 VICSサービスには、次の種類があります。

- 文字表示型サービス：文字により道路交通情報を表示する形態のサービス
- 簡易図形表示型サービス：簡易図形により道路交通情報を表示する形態のサービス
- 地図重畳型サービス：車載機のもつデジタル道路地図上に情報を重畳表示する形態のサービス

(VICSサービスの提供時間)

第5条 当センターは、原則として一週間に概ね120時間以上のVICSサービスを提供します。

※全面積カバー率	太字 ：95％以上
	細字　　：80％以上
	斜太字 ：50％以上
	斜細字　：50％未満〔中心部（役所）を含む〕
	斜細字　：50％未満〔中心部（役所）を含まない〕を収録